

市民活動センターが皆さんの活動をサポート

市民活動マッチングシステムや S-Mail の活用を

市民活動センターは、市民活動団体（NPO やボランティアなど）の相談や情報発信、活動機会の提供などを行い、活動をサポートしています。市民活動団体と企業・自治会・行政のコーディネートも行っていきます。気軽にご利用ください。

生涯学習課
市民協働室
☎992-3800

市民活動センター概要

開所日／火曜日～土曜日 9時～17時

※年末年始を除く

ところ／生涯学習センター1階

【設備】

フリースペース

打ち合わせや休憩などに利用できる共用のスペースです。予約はできません。

コピー機、印刷機

市民活動に必要な書類を作成するなどにご利用ください。7月1日(金)からコピーは有料になります。

コピー機／白黒10円、カラー50円 ※用紙の持ち込みは不要です。

印刷機／無料 ※1原稿につき30枚以上を印刷する場合に利用できます。用紙の持ち込みが必要です。

☎950-8875



市民活動マッチングシステム

市民活動マッチングシステムは、市民活動団体の情報を載せたり、探したりできるインターネット上の「お知らせ板」です。情報を掲載したい団体は、登録が必要です。閲覧は自由です。

【登録方法】

- ① 団体登録申請書を市民活動センターに提出してください。
- ② ID と仮パスワードを送ります。
- ③ インターネット上に団体情報が公開されたら、活動情報を掲載してください。

🌐 <https://io.dataeast.jp/susono/>

※ブラウザの検索画面で「裾野市市民活動」と入力すると、検索できます。

S-Mail (スマイル)

市民活動に関する講演会やイベント、補助金、団体サポーター募集、エキストラ募集などの情報をメールで配信しています。

【登録方法】

ブラウザのアドレス欄に <https://io.dataeast.jp/ems/?id=sc-css> と入力し、画面表示に従って登録してください。



男女共同参画週間

毎年6月23日～29日は男女共同参画週間です。男性と女性が、職場や学校、地域、家庭などでそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。

●男女共同社会基本法

男女共同参画社会の実現のための5本の柱

1. 男女の人権の尊重
2. 国際的協調
3. 社会の制度または慣行についての配慮
4. 家庭生活での活動と他の活動の両立
5. 政策などの立案と決定への共同参画

●臨時無料電話法律相談「女性の権利100番」

県弁護士会が女性の権利についての悩み相談に応じます。現状を把握し、社会の関心を高めます。

時 6月25日(土) 10時～16時

内 離婚や育児、金銭問題、雇用、労働環境の悩みなど、女性が生活するうえで出会うさまざまな法律问题について幅広く相談に応じます。

相談電話番号／932-1470



☎県弁護士会 054-252-0008